

埼例規第27号・厚

平成12年3月31日

埼玉県警察本部長

職場におけるリハビリテーション実施要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令を根拠として、警察職員の職場におけるリハビリテーション実施に必要な事項として

- 対象者
- 実施期間
- 申請方法等
- 実施上の留意事項

を定めている。